

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成24年11月29日
照会部署名 中国ブロック本部 適用・徴収支援部
照会担当者 マニュアルインストラクター 厚生年金適用支援グループ長 石谷 貴昭
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	細 美
-------------	-----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2012—16	本部受付番号 No. 2012-61
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

収入がある者（自営業者等）の健康保険被扶養者の認定について

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・業務処理要領【マニュアル】厚生年金保険・健康保険 適用Ⅲ-1 被扶養者（異動）届 認定・健康保険法第3条第7項、健康保険法施行規則第38条・昭和52年4月6日保発第9号・府保発第9号・昭和61年4月1日府保険発第18号・疑義照会（回答）No.2010-389 No.2010-635 |
|--|

(内容)

認定対象者が自営業を行っている場合、直近の確定申告書のコピーにより「収入金額」から「当該遂行のための必要経費」を控除した額で、健康保険被扶養者の認定の可否を判断しています。
--

確定申告書の收支内訳書の経費に計上される「減価償却費」について、「当該遂行のための必要経費」に該当するのか否かの判断について、ご教示ください。

＜対応案＞

次の1、2が考えられます。

1 必要経費とみることができません。

(理由)

① 収入の算定については、昭和61年4月1日府保険発第18号と同様の扱いをしています。その中で、

「2 恒常的な収入のうち資産所得、事業所得などで所得を得るために経費を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を総額から控除し、当該控除後の額をもつて収入とすること。」とされています。

② 「減価償却費」は、減価償却資産（事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの時の経過等によって、その価値が減少する資産）の取得に要した金額を、取得した時に全額必要経費とするのではなく、一定の方法により、その資産の使用可能期間（法定耐用年数に当たる）の全期間にわたり分割して必要経費とするものです。（参考 国税庁のHP（No.2100 減価償却のあらまし））

①、②のことから、「減価償却費」は、その年に実際に支払った費用ではないため、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費とはいえず、必要経費とみることができません。

2 必要経費とみることができます。

(理由)

上記1②によると、「減価償却資産を取得した際に要した金額」は、取得した時に必要経費とはなりません。

また、仮に「減価償却費」も、必要経費としてみないとなると、「資産を取得した際に要した金額」は、必要経費としてみるきっかけがないこととなります。

例えば、法定耐用年数が5年の機械の購入費用として、100万円支払ったとします。

税法上では、購入した年に100万円を経費として計上するのではなく、定められた方法により分割した金額を5年間にわたり必要経費としてみることになります。

100万円は、実際に機械の購入費用として支払った金額であり、当該所得を得るための経費といえるため、健康保険の被扶養者認定の際も税法上と同様に「減価償却費」を必要経費とみることができます。

1又は2の取扱いになると思料しますが、諸規定等において取扱いが明確

でないことから、ご教示願います。

(本部回答)

健康保険の扶養認定基準については、昭和52年4月6日保発第9号・府院発第9号により、収入基準を定めているところであり、収入の算定については、昭和61年4月1日府保険発第18号と同様の扱いをしているところです。

通知において、年間収入とは、「認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定すること」とされており、また、収入の算定に当たっては、「恒常的な収入のうち資産所得、事業所得などで所得を得るために経費を要するものについては、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を総額控除し、当該控除後の額をもって収入とすること」とされています。

ご照会の減価償却費の計算の基となる資産に対する支出が、必要な経費かどうか具体的な内容についての記載がないため一概に判断できませんが、仮に必要な経費と認められる場合においても、確定申告書上に項目がある減価償却費は、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額ではないため、恒常的な収入から控除することはできません。

確定申告書のコピーが添付されている場合は、控除額の所得を判断するのではなく、総収入から売上原価を差し引いた項目を基準とし、そこから社会通念上、明らかに当該所得を得るための必要経費を控除した額により判断してください。

(なお、当該所得を得るための必要経費については、事業等が異なるため、一律な整理には馴染みませんが、必要経費について疑義が生じた場合は、実態を聞き取ったうえで、具体的な事例に基づきご照会ください。)

回答日 平成25年 3月28日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上仁武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

佐藤

(回答提供先)

○					
機 構 L A N 掲 載	相 談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載